泉区内での引っ越し

引っ越しの手続き ③

#住むなら泉区

令和5年1月作成

泉区役所

◇ 泉区内での引越（転居）をされた方の区役所での主な手続きのご案内です。
◇ 来庁の際は、本人確認資料及び印鑑（朱肉使用）を持参してください。
◇ 各手続きの詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

手続きが必要な場合	手続き	手続きに必要なもの	担当窓口
泉区内で引っ越したとき	転居届 （引っ越してから14日以内に手続きしてください）	□本人確認資料 ※1 □在留カード又は特別永住者証明書（外国人住民のみ） ▽ 代理人（本人、同一世帯の方以外）が手続きする場合は「委任状」と代理人の本人確認資料をお持ちください。	2階 204番 戸籍課登録担当 800-2345
印鑑登録をしている	▽ 市内での異動の場合は、そのまま登録が継続します。お手元のカードはそのまま利用できます。		
住民基本台帳カード・マイナンバーカードを持っている	□本人確認資料 ※1 □住民基本台帳カード・マイナンバーカード（4桁の暗証番号必要） ▽ 引き続き使用できますが、住民基本台帳カード表面に記載されている住所に変更があるため、カード面に変更事項を記載する必要があります。 **▽ 届出は、原則本人または本人と同一世帯の方に限ります。**		
電子証明を登録している ※2	▽ 住所の異動により電子証明は失効します。引き続き電子証明を利用される方は、新規登録の手続が必要になります。（パスワード必要）		
公立小・中学校に通っているお子さんがいる	転校手続き （転入届と同時に手続きしてください）	□在学証明書	
	▽ 従前校に引き続き通学を希望する場合は、事前に従前校への相談が必要です。学校への相談後、指定地区外就学の届出を区役所に提出していただきます。		
国民年金に加入している	原則不要		2階 207番 保険年金課 国民年金係 800-2421
国民年金・厚生年金を受給している	原則不要	詳細は、年金事務所（820-6655）へ連絡してください。	
横浜市国民健康保険に加入している	異動届	□国民健康保険証 （異動する方、世帯主・住所など保険証の記載事項が変わる方全員の保険証）	2階 205番 保険年金課 保険係 800-2425
介護保険証を持っている	異動届（介護保険証の住所変更）	□介護保険証	
小児医療証（㊔医療証）を持っている	異動届（小児医療証の住所変更）	□健康保険証 □小児医療証	2階 206番 保険年金課 給付担当 800-2427
福祉医療証（㊝福祉医療証）を持っている	異動届（福祉医療証の住所変更）	□健康保険証 □福祉医療証	
後期高齢者医療被保険者証を持っている	異動届（保険証の住所変更）	□保険証	
重度障害者医療証を持っている	異動届（住所変更）	□健康保険証 □身体障害者手帳 □医療証 □愛の手帳（療育手帳）＊お持ちの方のみ □特定疾病療養受療証 ＊お持ちの方のみ □精神障害者保健福祉手帳 ＊お持ちの方のみ	
認可保育所・小規模保育事業・認定こども園・幼稚園を申請または利用している児童がいる	認定情報（住所、世帯構成、負担区分、認定事由等）を変更する。	□認定変更申請書 ※状況により提出していただく書類が異なる場合があります。右記の窓口で必ずご相談ください。	2階 210番 こども家庭支援課 800-2413
児童手当を受けている	児童手当の住所変更	▽必要な持ち物はありません。	2階 210番 こども家庭支援課 800-2444
母子健康手帳を持っている	▽ 手続きは不要です。そのまま利用できます。		

※1 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（写真付）、マイナンバーカード等。その他については、必ず電話等で確認してください。
※2 本人以外が申請する場合や本人確認資料の種類によって、手続き・必要書類が異なります。必ず電話で確認の上、窓口に来てください。また、申請当日に証明書などが発行できない場合があります。

裏面に続く

手続きが必要な場合	手続き	手続きに必要なもの	担当窓口
身体障害者手帳、愛の手帳 、精神保健福祉手帳を持っている	手帳の住所変更手続き	□手帳 □印鑑(朱肉使用)	2階 209番 高齢・障害支援課 800-2485 2階 210番 こども家庭支援課 800-2448
自立支援医療受給証(精神通院医療、更生医療)を持っている	住所変更手続き	□各医療証 □印鑑(朱肉使用)	
障害福祉サービス受給者証を持っている	受給者証の異動届兼再交付申請書	□障害福祉サービス受給者証 □印鑑(朱肉使用)	
高齢者の在宅サービス(紙おむつ、食事サービスなど)を受けていた	住所変更手続き	必要な持ち物はありません	2階 209番 高齢・障害支援課 高齢者支援担当 800-2434
医療給付制度 (小児慢性特定疾病医療など)を受けている	住所変更手続き	□各医療証 □マイナンバー確認書類 ※3	2階 210番 こども家庭支援課 800-2438
特定医療費(指定難病)受給者証を持っている	特定医療費支給認定変更届出書	□受給者証	2階 214番 高齢・障害 支援課 800-2430
児童扶養手当を受けている	児童扶養手当の住所変更手続き	□受給証書 □住民票の写し(世帯全員分) ▽住民票の写しは無料交付が受けられます。窓口でお申し出ください。	2階 210番 こども家庭 支援課 800-2448
特別児童扶養手当を受けている	住所変更手続き	□証書	
125cc以下のバイクを持っている	軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の提出 (住所変更)	□本人確認資料 □標識交付証明書 ※ケースにより手続きが異なります。担当窓口まで電話等でお問い合わせください。	3階 303番 税務課 800-2353
濱ともカードを持っている	▽ 手続きはありません。そのままお使いいただけます。		2階 214番 高齢・障害 支援課 800-2430
敬老特別乗車証を持っている	▽ 手続はありません。そのままお使いいただけます。		
福祉特別乗車券(障害児・者)、福祉タクシー券、自動車燃料券を持っている	▽ 手続きはありません。そのままお使いいただけます。		
お子様の予防接種予診票を持っている	▽ 手続きはありません。そのままお使いいただけます。		3階 313番 福祉保健課 健康づくり係 800-2445
犬を飼っている	飼い犬の登録事項変更届	▽必要な持ち物はありません。	3階 314番 生活衛生課 800-2452
被爆者手帳を持っている	住所変更手続き	□被爆者手帳　□印鑑　□住民票 □手当証書(手当てを受けている方)	3階 313番 福祉保健課 健康づくり係 800-2445
被爆者のこども健康診断受診証を持っている	住所変更手続き	□被爆者のこども健康診断受診証 □住民票	3階 313番 福祉保健課 健康づくり係 800-2445

※3　マイナンバーカード、運転免許証+通知カード、パスポート+通知カードなど。その他については、確認してください。

☆　区役所以外の主な手続き　☆

◎　横浜市国民健康保険・国民年金以外の健康保険・年金に加入の住所変更の手続については、勤務先や年金事務所にご確認ください。

手続き項目	手続き内容	手続き・問合せ先
運転免許証の住所変更	新住所を確認できる書類(住民票の写しほか)	泉警察署　805-0110
郵便物の転送	郵便局窓口にある「転居届(ハガキ)」に記入しポストに投函します。	最寄りの郵便局
パスポート(旅券)	婚姻等に伴い、本籍・氏名が変更になった場合は、切替又は訂正申請が必要です。	パスポートセンター(045-222-0022)

項目	主な問合せ先
公共料金(電気・ガス・水道等)	各事業者の営業所など
電話(NTT、市外電話ｻｰﾋﾞｽ)	最寄りの電話局、市外電話サービス業者
NHK受信契約	0120-151515(フリーダイヤル)
郵便貯金	最寄りの郵便局
簡易保険	郵便局の保険担当窓口
クレジットカード	クレジット会社

項目	主な問合せ先
生命保険	各生命保険会社
不動産	地方法務局(泉区は戸塚出張所)　871-3912
預貯金	預入金融機関
株式	会社、信託銀行、証券会社等
自動車	運輸支局事務所(普通自動車、125cc超二輪車)、軽自動車協会(軽自動車)、自動車保険は保険会社

◎　手続きの際に、住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書(謄抄本)などが必要になる場合があります。提出先に「誰」の「どんな証明」が必要かを確認の上、証明書を請求されるようにお願いします。

▶　代表的な項目について掲載しています。必要な手続きは各々違いますので、各窓口にお問い合わせください。